

都島区広報誌及び都島区役所ホームページバナー広告掲載事業者 募集要項

民間企業等との協働により、本市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、都島区広報誌及び都島区役所ホームページバナーに広告枠を設け、この枠について広告掲載を行う事業者を次のとおり募集します。

1 広告媒体

都島区広報誌及び都島区役所ホームページバナー

詳細は、仕様書 5 広告掲載媒体を参照

2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 4 月 30 日まで

3 事業内容

仕様書 2 事業内容を参照

4 最低価格

年額 金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 契約料の納入

仕様書 4 契約料の納入を参照

6 応募資格

次の要件にあたる法人のみ応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）を完納していること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 過去 3 年間に同種業務の契約実績、または同等の実績を有すること。

7 参加申込方法等

(1) 申込受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 2 月 3 日（火）

（土・日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時（正午から午後 1 時を除く））

(2) 申込受付場所

大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号

大阪市都島区役所 1 階 10 番 総務課（政策企画）

(3) 申込みに必要な書類

① 申込書兼誓約書（様式 1）

- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- ③ 広告事業の実績調書（過去3年以内のもので、契約内容等がわかるもの。様式自由）
- ④ 印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）（原本）
- ⑤ 使用印鑑届（様式3）
- ⑥ 現在事項証明書の写し（発行後3か月以内のものに限ります）
- ⑦ 会社概要（様式自由）

（4）申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を「（2）申込受付場所」に持参してください（送付、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）。

（5）受付証の交付

受付証（申込書兼誓約書の写しに受付印を押印したもの）を交付します。

8 質問票の提出及び回答

（1）受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月16日（金）午後5時まで

（2）提出方法

質問票（様式4）により電子メールで「9 問い合わせ先」へ提出してください。

（3）質問票への回答日

令和8年1月20日（火）

（4）回答方法

本件ホームページへ掲載します。

9 億格提案書の提出及び審査

（1）億格提案及び審査の日時

億格提案（入札）日 令和8年2月6日（金）

億格提案書提出期限 午前11時00分（10時45分入札室開場）

審査開始（開札）時間 億格提案書の投函締め切り後即時

（2）億格提案書の提出及び審査の場所

大阪市都島区中野町2丁目16番20号

大阪市都島区役所2階 区長応接室（10時45分から入室可）

（3）提出書類等（当日持参するもの）

① 受付証（応募申込時に交付したもの）原本

② 億格提案書（様式5）

③ 委任状（代理人により応募しようとする場合）（様式6）

④ 印鑑（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

（4）億格提案書の投函方法

① 応募資格者は、億格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

② 応募は代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を億格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

（5）応募価格の表示

応募価格は、広報誌広告（12か月分）とホームページバナー広告（12か月分）の総額（税抜）を表示してください。

（6）億格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した億格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません

せん。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
- ③ 本市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を広告掲載予定事業者とします。
- ④ 最高となるべき同価格の価格提案書を提案したものが 2 者以上ある場合は、直ちにくじにより決定します。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低掲載料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一価格提案について、応募資格者又はその代理人が 2 つ以上の価格提案をしたときはその全部のもの。
- ⑦ 同一価格提案について、応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときはその双方のもの。
- ⑧ 同一価格提案について、他の応募資格者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った応募資格者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 審査結果の公表

広告掲載予定事業者を決定したときは、事業者の名称及び金額を本市ホームページで公開します。決定しないときはその旨を本市ホームページで公開します。

(10) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

(11) その他

広告掲載手続きにかかる一切の費用については、落札者が負担すること。

10 広告掲載予定事業者及びの決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 広告掲載予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ② 不正の手段をもって価格提案をした場合。
- ③ その他、本件の相手方として不適当と認められる場合。

11 問い合わせ先

大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号

大阪市都島区役所総務課（政策企画）

電話 06-6882-9989 FAX 06-6882-9787

メールアドレス tb0010@city.osaka.lg.jp

広告掲載までの流れ

【事業者決定】

募集要項の配付開始日	令和8年1月13日
応募申込書・質問票の受付開始日	令和8年1月13日
質問票の提出期限	令和8年1月16日
質問票への回答日	令和8年1月20日
応募申込書の提出期限	令和8年2月3日
価格提案審査・広告掲載予定事業者の決定日	令和8年2月6日

【都島区役所広報誌】

<令和8年5月号の場合>

広告主一覧及び原案（ラフ案）の提出期限	令和8年4月3日
広告原稿（完全データ）の提出期限	令和8年4月10日
広告掲載号の発行日	令和8年5月1日

【都島区役所ホームページバナー】

<令和8年5月の場合>

広告掲載申請書及びバナーメージの提出期限	令和8年4月3日
広告に関するデータ（完全データ）の提出期限	令和8年4月23日
ホームページバナーの掲載日	令和8年5月1日